

明治維新时期旅券制度の基礎的研究

上白石 実

キーワード

明治維新 旅券 パスポート 海外渡航

はじめに

慶応二（一八六六）年幕府は、寛永一二（一六三五）年以来禁止していた日本人の海外渡航を解禁した。本稿は、この政策転換が意味することを検討することと、明治維新时期における海外渡航用の旅券の発給状況を明らかにすることが目的である。

日本人の海外渡航に関する従来の研究は、実際に渡航した曲芸一座やからゆきさん、留学生、労働移民に注目するものが多くある^①。これらの研究は大変興味深いものではあるが、二つ問題点が残っていると考えている。第一は、幕

府による海外渡航の解禁を、開国政策への転換という前提で論じている点である。かつて私は、近世において異国船が日本近海に出現した場合、沿岸の漁民らと接触することを防ぐため垣船・虎落^{もがり}・打払いを行っていたが、これらはすべて海禁を維持するための外国人隔離策であったこと、日米修好通商条約調印後も外国人隔離策は、開港場・居留地・遊歩区域というかたちで続いていることを論じ、開国という概念を不用意に使うことはできないため開港という概念を提唱した^②。それゆえ、慶応二年から始まる日本人の海外渡航も、開国政策への転換という視点で見るとはななく、管理や制限を維持しつつ外国との外交・貿易のため港

を開くという開港策の継承という視点で見ると必要があると考えている。第二は、幕府が海外渡航の解禁を決断した背景が十分描かれていないという点である。この点については、外国公使からの貿易障壁の緩和・撤廃をもとめる執拗な要求、とくに下関戦争の償金支払延期の代償として日本人の渡航が解禁されたと説明されてきたように、これまでの研究史では幕府の主体性が無視されてきた。外国人隔離策を維持しようとした幕府が、なぜ日本人の海外渡航を解禁したのかを考えなければならぬと思う。本稿では、この二つの疑問を解決する方法として、海外渡航者に発給される海外渡航印章とか、単に印章と呼ばれていた旅券に注目する。

旅券、すなわちパスポートについては、ジョン・トーピーが次のような指摘をしている。パスポートとは、国家が国民の国籍を保障し、国民を個人として管理するものであり、その出現はフランス革命にある。革命以前の旅券は、貴族や教会など封建領主が発給する所持者の保護を依頼する文書であった。一七八九年の革命当初は廃止されたが、一七九一年ルイ一六世が貴族の従者の旅券でフランス脱出を試みたヴァレンヌ事件や、国境付近に反革命亡命者が集結する事態に対処するため、国家が国民と非国民を峻別する道具として旅券が再登場した。一九世紀には工場とプラ

ンテーションの地球規模での拡大を背景に、労働力確保のため移民の自由化を求める資本家たちの要求に応じて旅券制度が緩和された。二〇世紀には国家が徴兵・納税者を確保するため出入国管理を厳格化し、そのための道具として旅券制度が復活したという。

トーピーによれば、幕府が海外渡航を解禁した一九世紀は、労働者の移動が自由化されるころであり、各国では旅券の効力が薄らいでいく時期にあたる。ところが日本では、海外渡航者に旅券を発給し、帰国と旅券の返納を義務付けているのである。ここに幕府および日本の主体性を解くカギがあるように思われる。以下、二つの問題意識にしたがって、海外渡航解禁への政策決定の過程と旅券の発給状況について見ていきたい。

なお、本稿で示した旅券の発給表であるが、不完全なものであることを最初に断っておかなければならない。その理由は、慶応三（一八六七）年の箱館と慶応三年から明治五（一八七二）年までの長崎で発給した旅券の台帳は現存しているが、幕府の外国奉行と神奈川奉行が、また新政府の外務省と神奈川、函館で発給した旅券の台帳が残っていないからである。内戦期、比較的順調に政権交代が行われた長崎と、混乱が発生した江戸・神奈川・箱館の違いである。このため明治六（一八七三）年ごろ政府は、過去にさ

かのぼって旅券の発給状況を調査したようである。その調査の成果のうち、各開港場が発給した旅券を渡航先の国ごとに整理したのが「海外行免状発行一件」（外務省記録三・八・五・七）であり、外務省が発給した旅券を整理したのが「航海人明細録」（外務省記録三・八・五・二）である。これらの帳簿をもとに表2と表3を作成した。また、旅券の発給を受けずに渡航した者も多くいたことが予想されるが、この問題は後日の課題とし本稿では触れなかった。

第一章 海外渡航の解禁と旅券制度の創設

慶応二年四月七日幕府は、海外渡航の解禁を発令し、一三日には各国公使館へ通告した。しかし、文久二（一八六二）年二月にイギリス公使オールコックが従者を香港に同行したように、解禁以前でも外交官の従者であれば日本人の海外渡航を認めていた。それに対して、一般の貿易商人の場合は従者の渡航は認めていなかった。具体例を挙げれば、万延元（一八六〇）年横浜在留のフランス商人サルヘルが上海におもむくさいに、日本人乳母を連れて行くことの許可を神奈川奉行にもとめたが、幕府は国法をまげることではできないとの理由で拒否している。また、元治元（一八六四）年には、箱館在留イギリス商人ホルトン

が上海におもむくさいに従者の同行を願い出たが、これも幕府は許可しなかった。

ところが、貿易商人でありながら日本人従者を海外に連れ出した事例が二例知られている。文久二年箱館在留アメリカ商人フレツルが上海へ幸次郎を連れ出した件と、慶応元年（一八六五）横浜在留アメリカ商人ヴァン・リードが喜三郎をアメリカ本国に連れ出した件である。この二例における幕府の対応から、幕府が日本人の海外渡航を解禁する理由を考えてみたい。

フレツルの事件の経過はつぎの通りである。文久二年五月二六日フレツルは、幸次郎を連れて上海におもむくため、箱館奉行に対して幸次郎の旅券を発給するようにもとめたが、奉行に拒否されてしまった。そこで、フレツルは、箱館在留のアメリカ外交官ヒフノに掛け合い、幸次郎の旅券を発給してもらい五月晦日に上海に向けて出発した。このことが箱館奉行村垣範正の知るところとなり、外交問題に発展、幕府は江戸のアメリカ公使館に厳重な抗議を入れることとなった。その後幸次郎は、長崎に立ち寄ったのち箱館に帰港したところで身柄を拘束された。

この事件において江戸のアメリカ公使館は、幸次郎に旅券を発給したことについて謝罪したが、幸次郎を海外に連れ出したことについては謝罪していない。その理由として、

日米修好通商条約第三条に「在留の亜米利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に充る事を許すべし」とあるからには、日本人従者をどの国に連れて行こうが、何に使おうが勝手にはないか、というものであった。アメリカ外交官の主張に対して箱館奉行村垣範正は、「一旦御和親御取締相成候上ハ御許容遅速迄の儀にて、永久御断切と申御場合にも至間敷哉奉存候間、立帰りとして召速度段申立候ものハ、彼任願御許允被為在、免状又ハ切手類相渡、右之証状無之ものハ決て外国へ不差遣段被仰出可然哉」と、条約を結んだからには日本人従者の海外渡航は許さざるを得ず、そこで必ず帰国することを条件に海外渡航を許可し、そのための免状や切手を発給することを幕府に提案している。

ヴァン・リードの事件はつぎの通りである。慶応元年本国へ帰国するさい喜三郎を連れて行ったヴァン・リードが、翌年再来日するにあたり喜三郎を上海までともなってきたので、彼を帰国させてほしいと神奈川奉行に訴え出た。ヴァン・リードは国法を破り喜三郎を海外に連れ出したことは認めたが、喜三郎が各国を視察しているため日本に有益な情報をもたらすはずだとして、彼の処分を軽減するように願ひ出たのである。この願ひを神奈川奉行は幕府内の評議にかけるが、結論は、すでに海外渡航を解禁したことでもあるので、神奈川奉行の提案を採用して喜三郎を帰国

させることとなった。この評議で神奈川奉行が喜三郎を帰国させるべきだと主張する理由とは、もし彼が帰国をあきらめアメリカに残留したならば、「必密商は勿論通信等意外之御不都合」が発生するかもしれないというものであった。この説明については勘定奉行・勘定吟味役も、もし「国法」を恐れてアメリカにとどまったならば、「彼之耳目」となってしまうだろう、と同意している。

この二つの事件から幕府は、日本人の海外渡航を禁止していても日米修好通商条約に不備があるかぎり海外渡航はなくならないこと、海外渡航の禁止を続けることによって禁令を破って渡航したものが帰国することをあきらめ、かえって国の不利益が発生すると考えていたことがわかる。そのため、海外渡航の禁令を維持して日本人を管理するのではなく、解禁したうえで旅券を使って管理することにしたのである。

次に、海外渡航の解禁から旅券の製作までの経過を見ていきたい。

前述のとおり、幕府が海外渡航の解禁を宣言したのは、慶応二年四月七日のことだった。そのときの触によると、海外渡航を許可する者は学科修行か商売の者に限り、渡航者には印章を与えるので、名前、渡航目的、渡航先を、陪臣の場合はその主人から、百姓町人の場合は奉行代官領主

地頭から外国奉行や開港場の奉行に届け出よ、というものであった。⁹⁾さらに、五月一三日に各国公使との間で結ばれた改税約書の第一〇条では、「其筋より政府の印章を得れば修行又は商賈する為め各外国に赴く事、並に日本と親睦なる各外国の船中に於て諸般の職事を勤むること故障なし、外国人雇置く日本人海外へ出る時は開港場の奉行へ願出政府の印章を得る事妨げなし」と、学科修行と商売の者だけでなく、外国船や外国人に雇われた者にも、印章を与えたいうえで海外渡航を認めることになった。

こうして幕府は、海外渡航を解禁するとともに海外渡航者には印章を発給するとしたが、この段階では印章をどのようなものにするかは決まっていなかった。そこで外国奉行は、オランダ留学の経験がある開成所教授の西周と津田真道に印章の調査を命じたが断られてしまい、外国奉行内部の書簡掛を中心に作成することになった。

当初印章は、アメリカの旅券を参考に作成する予定であったが、アメリカが共和制であることや日常的には旅券を使用しないことから、フランスの旅券を参考にすることにいった。そして印章は、日本の旅券であることを示すため日本語で書くこと、個人を特定するために人相書を付けることとなった。発給は当初老中が行う案があったが、発給を迅速にしないと「私走」、すなわち密出国を企てるもの

があるとの外国奉行の主張から、外国事務局が行うこととなり、外国事務局から事前に印刷して二〇枚ずつ各開港場の奉行に配布し、発給にあたっては台帳を作成し割印を捺すこととなった。

この印章には次の三カ条の掟書がついていた。

一 願済之國々之外猥りに他國江罷越し滯留等いたすへからず、帰朝之期限を延引すへからざる事、

一 外國之人別ニ加り候儀は勿論、他國之宗門に入へからざる事、

一 御条約之趣を守り、誠実を以て外國人と相交るへき事、
掟書の骨子は、海外渡航者は許可を受けた国の他は立ち寄らないこと、必ず期限以内に帰国すること、他國の国籍を取得しないこと、他國の宗門に帰依しないことの四点である。評議の間、ロシア公使から七月一七日の書翰で、「日本之政府は民に可成又大に不拘之所置を以て遣し候を善と被存」と、一般日本人の海外渡航にあまり国家が関与しないようにという助言があったが、結局旅券に掟書を添付することに決まったのである。こうして、慶応二年九月には印章に捺印する印鑑も完成した。

ここで新たな問題が発生した。それは、①女性に印章を発給するか、②未だ条約を調印していない中国への渡航を認めるか、③印章の発給手数料を幾らとするか、の三点

である。

①は、一〇月四日アメリカ公使からの問い合わせで表面化した問題である。この点について外国奉行は次のように主張した。女性に海外渡航を認めることは、何の利益もないし、取締りにおいても好ましくない。しかし、外国人が乳母として連れて行こうとするのを拒否することはできないし、改税約書第一〇条にも「外国人雇置日本人」の渡航を認めるとあるだけで男女の別は記載していない。すでに、イギリスとアメリカの商人から曲芸一座の渡航願いが出されている^①。曲芸一座の女性に印章を発給することは拒否したいが、条約の文面を根拠に外国人から迫られたら拒否できないだろう。そこで、やむを得ない場合に限り女性の渡航も認めたらどうか。この主張が幕府に入られて、女性の海外渡航も許可することになった。

②の中国への渡航に関して問題になったのは、すでに渡航が始まっている慶応三年四月になってからである。日本人の渡航先の多くが上海など中国の開港場であったが、条約を結んでいない中国に渡航することを認めてよいのかという疑問が出されたのである。これも幕府内部の評議で、中国にある開港場は特別であるとして渡航を認めることになった。

③の手数料についても、渡航が始まってから問題になっ

た点である。海外渡航の解禁当初には印章の発給にあたって手数料は取っていなかったが、慶応三年二月ごろ外国奉行から手数料を取るべきだとの提案が幕府に出された模様である。さらに、同年五月外国奉行は、改めて金一両一分を手数料として徴収することを提案し、一二月になって幕府に了承された。

以上のように、慶応二年四月に海外渡航の解禁と印章の発給が宣言されたものの、実際に印章が完成したのは同年九月、旅券制度が確立したのは慶応三年一二月であった。宣言から二〇カ月もかかってしまったことになる。

外交史料館には慶応二年一〇月一七日に神奈川奉行が発給した神奈川三号亀吉の印章が保管されている^②。それは、縦二・六cm×横三・一cmの厚手の奉書紙で、表は横置き・縦書きで、袖の天の部分に割印があり、最初に「神奈川第三号 限二年 生国武蔵 横浜太田町 源左衛門寄子 亀吉」とあり、次に三字×三行の角印朱印「日本政府航許 佗邦記」を押し、朱印の下に人相書がある。さらに次に「書面之者英吉利クラント小使トシテ回国迄罷越度旨願に因りこの証書を与へ候間途中何レ之国ニ而も無故障通行せしめ危急之節は相当之保護有之候様其国官吏江頼入候」との文章があり、最後に「慶応二寅年十月十七日 日本外国事務局」と日付と差出が書かれ、差出の下に三字×二行の丸印

黒印「外国事務局印」が捺された。裏は、縦置き・横書きで、英文で表書と同じ内容が書かれていた。

第二章 旅券の発給状況

(1) 旧幕府による旅券発給状況（慶応二年四月～慶応三年二月）

慶応二年四月から翌三年二月までに幕府が発給した旅券については、①外交史料館所蔵「海外行人名表（旧幕府ノ節免状申受者姓名調）」（外務省記録三・八・五・六六）、②長崎歴史文化博物館所蔵長崎奉行文書「慶応三卯年正月ヨリ 日本人外国行御印章願綴込 運上所」（一四 九〇―一八）、③北海道立文書館所蔵箱館奉行文書「慶応三卯年の三点の帳簿が残っている。これらの帳簿から作成した旅券リストが表1である。この表と三点の帳簿から、各開港場における旅券発給の実態と特徴について見ていきたい。

①の帳簿は、外務省の罫線のある料紙に書かれたもので、冒頭に「御用手透之節、未帰之者取調ニ而可然候得共、多分勞シテ功なかるべし、先此促致し置、後來何か之参考ニ可供、決して逸失すべからず」と、これは仕事の暇を見つけて未帰国者の調査のために作成したが、確実ではなかつ

たこと、後日の参考のため保管することという書き込みがある。渡航先ごとに明治元年から明治六年までに発給したものを一覧表にしたものであるが、記述の順序は発給年月日に従わず規則性は見られない。明治六年外務省では、過去に発給した旅券の調査が行われたものと考えられる。

外国奉行と神奈川奉行が発給した旅券、つまり横浜からの出国者の顕著な特徴としては、曲芸一座、パリ万国博覧会関係者、各藩の留學生が多いことである。曲芸一座については、前述した慶応二年の浪五郎一座一八名と源水一座九名が外国奉行から旅券の発給を受けているほか、慶応三年には神奈川奉行から発給をうけた磯吉・源次郎らが中国に渡ったほか、多くの者が外国商人の従者の名目で家族そるって海外に渡航している。当時横浜は曲芸一座が世界に向けて旅立つ港だったのである。^③

パリ万国博覧会へ出席した幕府関係者とは、慶応二年外国奉行が発給した三七号から五〇号までの旅券を受けたものである。このなかには、四七号佐登、四八号寿美、四九号加祢の三名の女性が含まれている。彼女らはパリ万国博覧会の日本館で評判になった芸者である。さらに、前述の浪五郎一座と源水一座も博覧会会場に現われ芸を披露している。ところで、この博覧会には幕府からは將軍慶喜の弟で清水徳川家当主である徳川昭武が、薩摩藩からは家老岩

下方平が使節として派遣されているが、両者とも旅券の発給を受けていない。將軍の弟である徳川昭武には国家元首に準ずるものとして旅券の発給がなかったとも考えられるが、薩摩藩の家老に発給がない理由は理解できない。幕府は、外国に派遣する使節団には旅券を発給しない方針だったのかもしれない。

各藩の留学生としては、解禁直後の慶応二年七月に土佐藩が中国への留学を願ひ出ているが、これは条約を結んでいないことを理由に断られている。また、同じ七月に薩摩藩が、一五〇名もの家臣をイギリス、フランス、アメリカ、ロシア、オランダの五カ国へ派遣することを幕府に願ひ出るが、許可されたのは慶応三年七七号から八六号の一〇名だけであった。

次に長崎における発給状況を見ていきたい。長崎における旅券の発給台帳である②は運上所の作成になるものである。内容は、慶応三年正月に、長崎から上海に渡ったアメリカ商人の従者である亀七郎が受取った長崎第一号の旅券から始まり、旅券ごとに出願書類と発給関連の書類を掲載している。この帳簿の中には、慶応二年六月に香港に渡ったイギリス商人の従者重太郎と、同月に香港に渡ったイギリス商人に抱えられた遊女初糸が、仮免状の発給を受けたという記録がある。この二名の記事は、慶応三年に外国奉

行から送られてきた印章二〇枚を使い切り、八名に仮免状を発給する部分の参考資料として出ているものである。海外渡航が解禁された慶応二年四月から長崎に印章が届いた慶応三年正月までに出国する場合には仮免状の発給をうけていたことがわかる。ただし、仮免状の発給をうけたのがこの二人だけかはわからない。また、この二名の名前は外務省の記録である①の帳簿には出てこない。

長崎から出国した者の特徴は、外国商人の従者が多いこと、従者のなかには遊女が見られる点である。初糸、もと、こと、錦路、花園、東路の六名の名前が確認できる。

次に箱館における発給状況を見ていきたい。箱館における発給台帳である②の帳簿は、函館府が明治元年に作成した帳面である。この帳簿によると、箱館奉行のもとに印章二〇枚が届いたのは慶応二年一〇月のことであり、印章が届く前に仮免状で出国した者として喜助と木村隆吉の二名の名前が挙がっている。この二名についても、①の帳簿には出てこない。また、二一号以降の印章が間に合ったためか、慶応三年箱館では仮免状を発給していない。二一号の発給を受けた正吉は、長崎在留のイギリス商人の従者として長崎から箱館に来たもので、ここで他のイギリス商人に雇われ中国に渡ることにになり、印章の発給をもとめたものである。

箱館の特徴は、箱館奉行所の足軽たちで、航海や捕鯨伝習のため海外に渡航した者が多い点である。

(2) 内戦期の旅券発給状況(明治元年一月～二月)

明治元(一八六八)年一月九日新政府は外国事務局を設け、外国事務総裁に嘉彰親王が就任する。そして、旅券についても同年四月に新しい旅券の使用を各国へ通達した。この旅券は、旧幕府の旅券とほぼ同一である。「日本政府航許佗邦記」の印が角印から丸印にかわり、人相書がなくなったが、三カ条の掟書はそのまま残された。⁽¹⁸⁾

外務省と函館・神奈川における旅券の発給台帳は見つからない。⁽¹⁹⁾長崎に関しては、長崎奉行文書「慶応四辰年改御印章願留 運上所」があり、旅券の発給状況が判明する。また、明治六年ごろに外務省に伝わる旅券の発給記録を整理した「海外行免状発行一件」と「航海人明細録」がある。この三つの帳簿から明治元年の旅券発給状況を整理したのが表2である。ところで明治元年には、アメリカ商人ヴァン・リードが関与する日本人労働者の移民が二件行われた。一つはハワイへの一四〇人余の移民であり、もう一つがグアム島への四〇人余の移民であるが、幕府から移民たちに発給されたはずの旅券については、この二つの帳簿には出てこない。したがって、外務省の記録は不十分な

ものであることがわかる。明治元年に発給された旅券の総数は残念ながら不明のままである。

長崎の帳簿には、一点だけ長崎会議所が発給した旅券の記録がある。丸山町遊女羽山がイギリス商人に連れられ上海に渡ったときのものである。二月一三日に発給されたその旅券の発給者は「日本長崎会議所」となっていて、旅券本文には、「従来の政府は既ニ其政權を 朝廷江帰せしにより、所置確定の期迄は当港ニおゐては仮ニ此書を以当人の身許無紛を証明するもの也」とあり、さらに幕府が発給した印章についていたものと同じ掟書があった。二月一六日に発給された井関齊右衛門宛ての旅券からは、発給は「日本外国事務局」とかわり、本文は幕府の印章と同じものとなった。

(3) 新政府による旅券の発給状況(明治二年)

明治二(一八六九)年四月一七日新政府は、布告三六三号海外旅行規則を発し、新しい旅券を各港に三〇〇枚ずつ配布した。この旅券は、雛型によると、「第何号」と書いた後、二字×三行の黒印丸印「日本政府之章」が捺され、その下に「何之誰 姓名 何歳」と書き、本文は「右之者此度海外旅行之義願出候間差許申候、就而は通行無差支様御免許被下、且差掛要用之義は相当之御扶助被下候様其筋へ依頼

いたし候」で、次に日付を「年号干支月日」と書き、差出は「日本外国官知事何之誰」と書いた後に花押を書いたようである。従来の旅券から、海外渡航の目的、渡航期間、渡航先の記述がなくなり簡潔な書式となっていた。

この旅券には掟書の代わりに「海外旅行者へ交付スル須知書」ともいわれる次の九カ条の規則書が添えられていた。

一 各国御条約書中ニ有之候条々は一々相心得可申候事、

一 何事によらず

皇国之御為と可相成筋見聞之節は精々心を用ひ穿鑿を遂げ候上、書面を以外国官又は神奈川・大阪・兵庫・長崎・新潟・箱館之内外国掛御役所江飛脚便之節可申越、若又書通不便之節は帰国之上可申出事、一 銘々父母之邦をはなれ外国へ罷越候儀ニ付各覚悟可有之義ニ候得共、一身之慎方ハ不及申聊之事なり共御国之御外聞不相成様心懸ケ可申、且引当無之外国人方借財之儀決而不相成、万一旅費其外差支無余義外国ニ於て借財いたし候ハ、帰国之節迄ニ何様ニもいたし償戻、決て不義理之事仕間敷、若又引負等いたし其俣逃れ帰り追而相頭事ニ於てハ、当人は勿論主家一類迄其時誼ニより急度御答之上償戻之義可

被仰渡事、

一 海外旅行中御国人ニ出会候ハ、仮令不相知ものニ候とも互ニ相親ミ、其もの不心得之事有之候ハ、異見さし加へ、或ハ病氣等艱苦之体見捨兼候ハ、可成丈扶助いたし遣可申候事、

一 外国人江対し恨を合候事有之候とも可成ハ堪忍いたし、不得止節は其土地之役所へ訴立、静かに筋合糺しもらひ可申、何程忿怒ニ堪へざる事也とて決て外国人を殺害いたし、又は為疵負候様之挙動致間敷事、一 御渡之御印章は大切ニ取扱帰国之上可奉返納、尤当御役所ニ不限前書何レ之港ニ而も帰着之都合次第相納候而不苦候事、

一 他国之人別ニ加わり候事并宗門相改候義堅く御制禁之事、

一 年限之義ハ別段御定無之候得ども凡十ヶ年ハ御許容可被下候事、

一 年限相立無滞帰国之上ハ旅行中之始末委細ニ可申上候事、

前の旅券についていた掟書と変わらない点は、掟書第二条と規則書第七条の国籍と宗旨の変更禁止の部分であり、変更された点は、掟書第一条にあつた帰国期限が、規則書第八条にあるように有効期限となつたこと、掟書第二条の

「誠実を以て外国人と交わるべき事」の部分で、規則書では第一条と第六条と詳細に書かれた点である。

では、実際の旅券の発給状況を見てみたい。ここでも基礎となる史料は「海外行免状発行一件」と「航海人明細録」である。それに加えて長崎に関しては、「明治二己歳五月 海外行御印章願 外務課・外国管事役所」(一四二五七―五)がある。

これらの帳簿をもとに旅券の発給状況を表にしたのが表3である。各港から海外渡航する者の傾向としては、幕末期と同じように、神奈川からは曲芸一座が、長崎からは外国商人の従者や各藩の留学生が見られるほか、大浦けいのように日本人貿易商が中国の開港場へ渡航することもはじまったことがわかる。

第三章 棄民のはじまり

第一章で、幕府は日本人の海外渡航を解禁したが、それは自由化というよりも旅券を利用した管理強化だったことを論じた。この章では明治政府の海外渡航に対する方針および施策について見ていきたい。

明治二年一月二二日政府は、各府藩県に対して海外に在留する日本人の姓名・年齢を調査し届け出るようにという

史苑(第七三巻第一号)

布告を出した。そして同年四月、あらためて学科修行と商売のための海外渡航を許可するという布告を出したことはすでに述べた。この布告をめぐる議論のなかで外国官は、結局実現しなかったものの、幕府が発給した印章で出国した日本人に対して、幕府の印章を提出させ改めて明治政府が発給する旅券を交付することを提案していた。

また、明治二年二月岩倉具視は、外交・会計・蝦夷地開拓の意見書を提出するが、そのなかで新政府の外交方針を、「皇威ヲ墜サズ國權ヲ損セザルヲ大眼目トスベシ」と述べたうえで、留学と貿易のために海外に渡航する者には印鑑という旅券を与えて管理を厳重にし、それ以外の目的で渡航する者については「無頼ノ徒、恣ニ渡航セバ、種々ノ弊害ヲ生ジテ、遂ニ皇國ノ恥辱ヲ遺サン」と、外交方針にそぐわないとして取締りを強化するのが急務であると主張した。

この二つのことから、日本人の海外渡航に対する明治政府の方針は、幕府と同様に自由化というよりも旅券による管理強化、すなわち海禁体制の再構築であったことがわかる。それゆえ、現実に多くの曲芸一座や遊女たちが海外渡航していることが、政府には日本の国威を損ねるだけでなく、日本の国辱にもなると見えたのである。

そこで、明治二年四月の旅券改正においては、曲芸一

座や遊女の対策が主眼となった。この旅券と規則書についても第二章ですでに述べた。ところで、この旅券が各開港場に三〇〇枚ずつ配布されたさい、外国官から発給事務に關して五カ条の達があった。①発給の手数料は一枚五〇〇疋とし、うち三〇〇疋は外国官に送り、二〇〇疋は開港場に置く。②渡航者の身元と行跡を慎重に吟味する。③身元引受人からも受状を取る。④外国人の従者として渡航する場合は雇用主の外国人からも受状を取る。⑤発給のさいに旅券の番号・名前・期限を確認する。⑥の身元引受人とは、渡航先の引受人ではなく、渡航者の親類や雇用主、居住地の村役人ら国内の引受人であり、渡航者が渡航中にできた借財の返済を保障するためのものである。また、手数料は破産した渡航者を帰国させるための経費として積み立てられた。さらに、同年一〇月外務省は、再び海外渡航者へ旅券を發給するさいの取調べ内容に關する六カ条の達を出した。①渡航先で世話になる外国人の名前と世話を受けることになった経緯。②渡航先の場所と年限。③渡航費用と滞在費の見積もりとその算段。④渡航中に借財をした場合の返済方法。⑤渡航者が外国人に雇われた場合は、給料、賄い、往復の船賃の手配。⑥借財返済のために引受人を決めておくこと。このように、日本人の海外渡航に対する明治政府の方針も、旅券を利用した管理であった。

こうして日本人の海外渡航を管理しようとした明治政府であったが、表3に見られるように曲芸一座の海外渡航は、無くなるどころか増加の一途をたどった。そして明治五年（一八七二）、政府が恐れていた難民問題が発生した。イギリスの日本公使館に四人の日本人男女が姿を現した。明治二年神奈川で旅券の發給を受けた芳五郎他三人で、雇用主のアメリカ商人トムスキンが逃げ出したため、救助を求めて公使館に駆け込んだのである。この事態に対して公使寺島宗則は、外務省に次のように提案する。公使館には準備金もなく、後の弊害にもなるので、芳五郎らの求めは拒否する。旅券に扶助を依頼する文言があるのが良くない。そこで旅券から扶助の文言を削り簡易な文体に改め、そのうえ規則書を渡すことも止めるべきである。³¹

この寺島の意見が入れられ、翌六年ふたたび旅券と旅券制度が改正された。まず、曲芸一座への旅券發給を一時停止し、外国人雇用者から賃金や旅費を保障する証書を二枚取り、一枚は府藩県、一枚は渡航者が所持することとして再開した。旅券には、人相書が復活し、本文が「右ノ者故障ナク通行差許サレ已ヲ得ザル時ハ相当ノ保護有之度候也」と「扶助」の文言が「保護」に変更され、規則書の交付が廃止された。

さらに明治七（一八七四）年寺島は、海外で困窮した

日本人の救済方法について政府に提案するが、ここで寺島は、官僚や官費留学生と一般渡航者^③とで救助方法に差を設けることを主張した。官僚と官費留学生については「将来共要用之人員」であるとして帰国のための扶助金を出すのが、一般渡航者の場合は帰国に必要な下等船室の旅費を貸しつけ、帰国後二〇日以内に本人または引受人から返納させ、返納が不可能な場合は本人を公使が労役として使用するというものであった。この提案も入れられ、ここに日本人難民の帰国方法が確立することとなった。しかし、救助を拒否される日本人難民もいた。救助される日本人難民とは「名譽上毫モ恥ル所ナクシテ真実不慮ノ禍難ニ遇フテ自活ノ道ヲ失ヒタル者」であつて、救助を拒否されるのは、軍隊を逃亡した者、軍艦や商船を脱走した者、徴兵義務からのがれるため外国に渡航した者、「不品行」の病気にかかり「破廉恥」な行いのある者^④だった。

この旅券と旅券制度の改革によつて、明治政府の管理策に棄民が加わつた。海外渡航者を管理するために旅券を利用していた政府が、旅券の存在がかえつて曲芸一座を救わなくてはいけない事態を生みだしてしまつたことに気づき、旅券から扶助の文言を削除した。こうして政府は、管理しきれない人々を棄民したのである。

おわりに

本稿では、慶応二年から明治二年までの旅券制度の変遷と旅券の発給状況を検討してきた。検討の内容をまとめると以下のようになる。幕府は、欧米諸国の要求に屈して日本人の海外渡航を許可したのではなく、幕府内部にも海外渡航を認める意見が存在し、幕府の判断で許可したのである。幕府が海外渡航を許可したといつても、渡航を自由化したのではなく、海外渡航者の管理強化をめざしたものであり、管理の手段として旅券が用いられた。この方針は明治政府にも引き継がれた。海外渡航する者として学科修行と商売の者だけを想定していたが、実際に旅券を取得して渡航したのは曲芸一座が圧倒的に多かった。明治五年興行主に逃げられたり興行に失敗したため渡航者が難民となる問題が表面化した。そこで明治六年政府は旅券を改正し、過去にさかのぼつて旅券の発給状況を調査し、難民の日本への送還方法の検討を始めた。しかし、すべての難民を救助するのではなく、国益に反したり国辱となる生業をしていた難民に対しては棄民を行うようになった。

最後に、ジョン・トーピーの提言について考えると、最後に、今後の課題を述べていきたい。

まず、近代国家の旅券とは、国家が国民の国籍を保障

する道具だという点については、明治維新时期の旅券は過渡期であったといえよう。幕府の旅券は外国事務局、明治政府の旅券は外国官が発給者となっているので国家が発給したことになる。慶応二年に旅券の発給を決断しその発給を独占しようとした段階で、幕府は近代国家の体裁を整えつつあったといえよう。しかし、国民・国籍については、まだその概念がまだ定着していなかったためか問題にされた形跡がない。和文であれば日本人であることがわかるはずだという理由で、旅券には明記していない。明治政府に、いつ国民・国籍という概念が定着し、それが旅券の記載内容にどう影響するのか、次の課題とした³⁵。

トーパーは、日本が開港した一九世紀について、労働者の国際的移動を可能とするために、旅券の制度が緩和された時期であると指摘している。ところが、日本は逆に旅券を利用した海外渡航の管理強化を目指していたことが本稿の検討で明らかになった。明治元年ヴァン・リードによって不法に行われたハワイへの移民について、政府は断固抗議し、希望者の帰国を実現させたが、これも政府による自国民の保護という面と同時に、海外渡航の管理強化の面もあったといえよう。管理強化という傾向は日本だけに見られるものか、それとも他国にも類例があるのか、他国との比較、特に非西欧諸国において確認する必要がある。ト

ーパーは欧米諸国だけを検討したのであり、真の国際比較をするために必要な作業である。

明治六年の難民事件以来、海外渡航者の管理とともに棄民も始まったことを述べたが、これと世界的な労働者の移動とどのように関係するか、ハワイ移民や南米移民など実際の例を含めて考えなくてはならない。このように旅券の研究は、明治維新史研究にとり重要なテーマであることを指摘して本稿を終わりたい。

註

- (1) 宮岡謙二『旅芸人始末書』（私家本、のち修道社、一九七一年）、宮永孝『海を渡った幕末の曲芸団』（中公新書一四六三、一九九九年）、岡部牧夫『海を渡った日本人』（山川出版社、二〇〇二年）、矢野暢『南進の系譜・日本の南洋史観』（千倉書房、二〇〇九年）、森田朋子『移民と『からゆきさん』（荒野泰典他編『日本の対外関係7 近代化する日本』（吉川弘文館、二〇一二年）など。
- (2) 『幕末の海防戦略』（吉川弘文館、二〇一一年）、『幕末期対外関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）、「鎖国と開国』（『日本の対外関係7 近代化する日本』）。
- (3) 石井孝『増訂明治維新の国際的環境』（吉川弘文館、一九六六年）。
- (4) 明治維新期の旅券を扱った研究としては、春田哲吉『バスポートとビザの知識』（有斐閣、一九八七年）、柳下宙子『戦前期の旅券の変遷』（『外交史料館報』一二号、一九九八年六月）のほか、旅券法研究会編『逐条解説旅券法』（大蔵省印刷局、一九九九年）が参考になる。
- (5) John Torpey, *The Invention of the passport*: Cambridge University Press, 2000. 藤川隆男監訳『バスポートの発明』（法政大学出版局、二〇〇八年）。
- (6) 開港直後の横浜が登場することで有名なジュール・ヴェールが一八七二年に発表した小説『八十日間世界一周』では、主人公と従者がエジプトのカイロでバスポートの査証を受けようとしたとき、その必要がないことを伝えられる場面がある。
- (7) ここにあげた事例はすべて『続通信全覽』類輯之部三〇、
- 船艦門海外行「仏国商人上海行乳母随從停止一件外三件」。
- (8) 外務省『日本外交年表並主要文書』（原書房、一九六五年）。
- (9) 『続通信全覽』類輯之部三〇、船艦門海外行「海外航免許一件」。
- (10) 『日本外交年表並主要文書』。
- (11) 慶応二年にアメリカに渡った手品師隅田川浪五郎一座と、イギリスに渡った香具師松井源水一座であり、一座のなかには女性も含まれていた（『続通信全覽』類輯之部三〇、船艦門海外航「雑伎人米国行免許一件」）。
- (12) 外交史料館所蔵「幕府以来発給海外行免状及海外行旅券集」（『外務省記録三・八・五・一』）、柳下宙子前掲論文。
- (13) 宮永孝前掲書。曲芸一座や旅芸人の海外渡航については、倉田喜弘「解説」（日本近代思想大系一八『芸能』岩波書店、一九八八年）を参照。なお、浪五郎一座に世話役として同行し旅日記を残した香具師高野広八とは、外国奉行一四号の旅券の発給を受けた岩吉だと推測される。（飯野町史談会『広八日記―幕末の曲芸団海外巡業記録』一九七七年）。
- (14) 明治元年日本人労働者救出のためハワイに派遣された上野敬助と三輪甫一に旅券が発給された形跡はない。一方明治四年の岩倉使節団には旅券が発給されている。
- (15) 『続通信全覽』類輯之部三〇、船艦門海外行「高知藩土支那行免許一件」。
- (16) 右同書「鹿児島藩土海外行免許一件」。
- (17) 箱館における政権交代は以下のとおりである。明治元年四月一三日新政府が箱館裁判所を設置、五月一日箱館奉行から事務を引き継ぐ、七月ごろ箱館裁判所を函館府と改称、一〇月榎本軍の侵入により函館から撤退、函館戦争終結後

明治維新时期旅券制度の基礎的研究（上白石）

- の明治二年七月に開拓使を設置。本稿では、明治元年七月以前を箱館、以後を函館と表記した。
- (18) 柳下宙子前掲論文。
- (19) 箱館については、明治元年から明治五年までのまとまった記録は管見のかぎりない。明治六年からの記録としては札幌学院大学付属図書館所蔵「海外行印紙願書留」がある。
- (20) 長崎における政權交代は以下のとおりである。明治元年一月一日長崎奉行河津祐邦が脱走し、各藩の代表者があつまり長崎會議所を設置。二月二日長崎裁判所、五月四日長崎府と改称し、明治二年六月二〇日長崎県となった。
- (21) 下村富士男『明治維新の外交』（大八洲史書、一九四八年）。
- (22) 『法令全書』。
- (23) 外交史料館所蔵「海外免状並沿革手数料」（外務省記録三、八、五、四）。
- (24) 外交史料館所蔵「海外行免状書類」（外務省記録三、八、五、三）。
- (25) 長崎歴史文化博物館所蔵。同館にはほかに明治三年、四年、五年、八年の「海外行御印章願」がある。
- (26) 『太政類典』第一編六一卷。
- (27) 『日本近代思想大系二二 対外觀』（岩波書店、一九八八年）。
- (28) 荒野泰典「近代化する日本」（『日本の対外関係7 近代化する日本』）。
- (29) 長崎県歴史文化博物館所蔵「海外渡航者二関スル件（二四二七―四四）」。
- (30) 「海外行免状並沿革手数料」（外務省記録三、八、五、四）。
- (31) 「海外行免状書類」（外務省記録三、八、五、三）。
- (32) 柳原宙子前掲論文。旅券裏面の英文では「扶助」は「assistance」、「保護」は「protection」になっている。「扶助」と「保護」はともに助けるという意味だが、「扶助」は金銭的な援助を「保護」は身体的援助という意味が強いようにおもわれる。
- (33) 明治政府は官員と官費留學生以外の渡航者を「賤民」と呼んでいた。
- (34) 外交史料館所蔵「在外国公使及領事館ニ於テ日本困難民救助取扱方」（外務省記録三、八、八、一）。この帳簿には、シンガポール政府に保護されたラシカという女性の引き取りを外務省が拒否した記録がある。
- (35) 柳原宙子前掲論文によると、明治八年「此者ハ日本皇帝陛下ノ臣民ナリ」の文言がある旅券案が出されたが、採用されなかった。実際に使用された旅券で国籍証明の文言が入るのは昭和一三年の旅券で、「右者帝國臣民ニシテ」となっていた。

（本学兼任講師）

表1 慶応2、3年旅券リスト

	発行地	行先	姓名	住所	事由	期限	出典
慶応2年	外国奉行	アメリカ 1号	浪五郎	神田相生町源助店	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 2号	登和女	浪五郎妻	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 3号	松五郎	浪五郎倅	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 4号	登宇女	浪五郎妹	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 5号	梅吉	浪五郎同居	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 6号	菊次郎	浅草龍宝寺門前 茂兵衛店	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 7号	津称女	菊次郎妹	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 8号	松五郎	菊次郎同居	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 9号	梅吉	菊次郎同居	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 10号	藤吉	菊次郎同居	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 11号	定吉	吉原京町吉兵衛店	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 12号	長吉	定吉養子	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 13号	梅吉	定吉同居	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 14号	岩吉	江戸小石川白壁町	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 15号	伝吉	岩吉倅	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 16号	兼吉	南伝馬町1丁目	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 17号	林蔵	小石川留坂町	商用	2年	
	外国奉行	アメリカ 18号	繁松	江戸嬌恋町	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 19号	源水	浅草田原町3丁目	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 20号	春女	源水妻	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 21号	美津女	源水娘	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 22号	佐喜女	源水娘	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 23号	国太郎	源水倅	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 24号	浅之助	北本町荒井町	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 25号	菊女	浅之助妻	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 26号	辰之助	浅之助倅	商用	2年	
	外国奉行	イギリス 27号	信女	浅之助娘	商用	2年	
	外国奉行	清 28号	章助	勘定所用達	商用	3月	
	外国奉行	清 29号	貞次郎	勘定所用達	商用	3月	
	外国奉行	清 30号	治兵衛	勘定所用達	商用	3月	
	外国奉行	イギリス	岡田秀之助	松平伊賀守家来	留学	3年	
	外国奉行	清 32号	高橋作之介	堀田撰津守家来	留学	6月	
	外国奉行	清 34号	串戸五左衛門	堀田撰津守家来	留学	6月	
	外国奉行	清 35号	鑄木立本	堀田撰津守家来	留学	6月	
	外国奉行	清 36号	渡辺莊平	堀田撰津守家来	留学	6月	
	外国奉行	フランス 37号	塩島浅吉	外国奉行支配	公用		
	外国奉行	フランス 38号	中山七太郎	小人目付	公用		
	外国奉行	フランス 39号	北村元四郎	通詞	公用		
	外国奉行	フランス 40号	田中芳男	物産方	公用		
	外国奉行	フランス 41号	佐兵衛	小仕夫	公用		
	外国奉行	フランス 42号	二郎	小仕夫	公用		
	外国奉行	フランス 43号	六三郎	小仕夫	公用		
	外国奉行	フランス 44号	兼吉	小仕夫	公用		
	外国奉行	フランス 45号	熊吉	江戸	公用		
	外国奉行	フランス 46号	善八	江戸	公用		
	外国奉行	フランス 47号	佐登女	江戸	公用		
	外国奉行	フランス 48号	寿美女	江戸	公用		
	外国奉行	フランス 49号	加称女	江戸	公用		
	外国奉行	フランス 50号	卯三郎	江戸	公用		
	外国奉行	清 51号	名倉予何人	井上河内守家来	留学	6月	
	外国奉行	清 52号	大林虎次	井上河内守家来	留学	6月	
	外国奉行	清 53号	八木財次	井上河内守家来	留学	6月	
	外国奉行	清 54号	伊東甚四郎	名倉小者	留学	6月	
	外国奉行	清 55号	阿部保太郎	大林従者	留学	6月	
	外国奉行	ロシア 56号	山東義兵衛	間部美作守家来	留学	5年	
	外国奉行	ロシア 57号	十時三郎	間部美作守家来	留学	5年	

慶応3年	外国奉行	フランス	58号	横山主税	松平肥後守家来	留学	3年
	外国奉行	フランス	59号	海老名郡治	松平肥後守家来	留学	3年
	外国奉行	フランス	60号	尾崎俊藏	小笠原老岐守家来	留学	1年
	外国奉行	清	61号	高橋莊兵衛	松平伊賀守家来	留学	1年
	外国奉行	イギリス	62号	浅津富之助	松平伊賀守家来	留学	3年
	外国奉行	アメリカ	63号	勝小鹿	勝安房守長男	留学	5年
	外国奉行	アメリカ	64号	富田錢之介	勝小鹿従者		5年
	外国奉行	アメリカ	65号	高木三郎	勝小鹿従者		5年
	外国奉行	イギリス	62号	武谷巨介	松平安房守家来	留学	3年
	外国奉行	イギリス	67号	内藤頼次郎	松平安房守家来	留学	3年
	外国奉行	イギリス	68号	久保田徳次郎	松平安房守家来	留学	3年
	外国奉行	アメリカ	69号	佐々木権六	松平越中守家来	留学	1年
	外国奉行	アメリカ	70号	柳本直太郎	松平越中守家来	留学	1年
	外国奉行	アメリカ	71号	平賀磯三郎	松平美濃守家来	留学	3年
	外国奉行	アメリカ	72号	船越慶次	松平美濃守家来	留学	3年
	外国奉行	アメリカ	73号	本間英一郎	松平美濃守家来	留学	3年
	外国奉行	アメリカ	74号	井上六三郎	松平美濃守家来	留学	3年
	外国奉行	フランス	75号	松下嘉一郎	松平美濃守家来	留学	3年
	外国奉行	アメリカ	76号	青木善平	松平美濃守家来	留学	3年
	外国奉行	フランス	77号	玉井鉄矢	松平修理太夫家来	留学	5年
外国奉行	フランス	78号	田村半乎	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	79号	加納次郎助	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	80号	鎌田団藏	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	81号	山口仙右衛門	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	82号	岩元休右衛門	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	83号	西田軍助	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	84号	吉井兵藏	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	85号	中村太郎八	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	フランス	86号	野中秋吉	松平修理太夫家来	留学	5年	
外国奉行	清	87号	南部弥八郎	松平修理太夫家来	藩用		
外国奉行	フランス	88号	寺沢鎗三郎	左近将監従者		5年	
慶応2年	神奈川奉行	清	1号	房吉	横浜太田町	英トーマス小遣	1月
	神奈川奉行	イギリス	2号	小三吉	横浜太田町源左衛門寄子	英グラント小遣	2年
	神奈川奉行	イギリス	3号	亀吉	横浜太田町源左衛門寄子	英グラント小遣	2年
	神奈川奉行	イギリス	4号	伊之助	横浜太田町源左衛門寄子	英グラント小遣	2年
	神奈川奉行	イギリス	5号	嘉吉	横浜太田町源左衛門寄子	英グラント小遣	2年
	神奈川奉行	イギリス	6号	寅吉	横浜太田町源左衛門寄子	英グラント小遣	2年
	神奈川奉行	清	7号	善助	横浜太田町	瑞ハヒル小遣	2月
	神奈川奉行	清	8号	久次郎	横浜太田町徒造厄介	英リーシエルレン小遣	6月
	神奈川奉行	清	9号	八次郎	横浜太田町徒造厄介	英リーシエルレン小遣	6月
	神奈川奉行	ドイツ	10号	仙蔵	横浜本町2丁目勘助厄介	英シーホルト小遣	2年
	神奈川奉行	清	11号	勇蔵	横浜太田町亀次郎厄介	英テウイス小遣	2月
	神奈川奉行	イギリス	12号	徳三郎	横浜弁天通り5丁目	商用	2年
	神奈川奉行	清	13号	専助	横浜	商用	3月
	神奈川奉行	清	14号	栄吉	横浜造酒蔵寄子	英人ニ雇文	2月
	慶応3年	神奈川奉行	イギリス	15号	政吉	横浜富太郎寄子	小仕夫
神奈川奉行		清	16号	圭蔵	横浜在留仏国岡土方召仕	通弁	
神奈川奉行		アメリカ	17号	金蔵	横浜鉄五郎寄子	小仕夫	6月
神奈川奉行		アメリカ	18号	善太郎	箱館与右衛門長男	小仕夫	1年

神奈川奉行	アメリカ	19号	徳次郎	横浜源左衛門寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	20号	林蔵	横浜熊次郎厄介	小仕夫	1月
神奈川奉行	清	21号	磯吉	横浜庄五郎寄子	小仕夫	1月
神奈川奉行	清	22号	巳太郎	横浜庄五郎寄子	小仕夫	1月
神奈川奉行	清	23号	勝次郎	横浜庄五郎寄子	小仕夫	1月
神奈川奉行	清	24号	千代吉	横浜庄五郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	25号	登茂女	磯吉娘	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	26号	文次郎	磯吉娘	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	27号	蝶之介	磯吉娘	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	28号	源次郎	磯吉娘	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	29号	波津女	源次郎妻	小仕	1年
神奈川奉行	清	30号	清次郎	源次郎妻	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	31号	七五郎	源次郎妻	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	32号	弥輔	源次郎妻	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	33号	角蔵	横浜長兵衛寄子	小仕夫	2月
神奈川奉行	アメリカ	34号	久造	横浜健蔵寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	35号	民蔵	横浜健蔵寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	36号	啓次郎	横浜喜兵衛寄子	小仕夫	2月
神奈川奉行	アメリカ	69号	芳次郎	横浜万右衛門養子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	70号	留女	芳次郎妻	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	71号	寅之助	芳次郎内	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	72号	芳女	寅之助妻	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	73号	熊吉	寅之助内	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	74号	津留女	芳次郎娘	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	75号	常吉	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	76号	忠次郎	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	77号	卯之助	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	78号	金女	卯之助妻	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	79号	徳次郎	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	80号	竹蔵	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	81号	寅吉	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	82号	次郎吉	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	83号	与市	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	85号	兵五郎	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	86号	源弥	万右衛門寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	87号	甚作	幸八寄子	小仕	1年
神奈川奉行	清	88号	金八	健蔵寄子	小仕夫	6月
神奈川奉行	アメリカ	89号	長次郎	新次郎寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	90号	金次郎	新次郎寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	91号	五太夫	新次郎寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	92号	幸三郎	新次郎寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	93号	倉吉	新次郎寄子	小仕	1年
神奈川奉行	アメリカ	94号	寅吉	新次郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	95号	筆吉	新次郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	96号	新太郎	新次郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	97号	春吉	新次郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	98号	兼吉	新次郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	99号	万吉	金三郎寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	101号	兼松	万吉倅	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	101号	虎吉	万吉次男	小仕夫	1年
神奈川奉行	清	102号	貞次郎	健蔵寄子	小仕夫	1年
神奈川奉行	アメリカ	103号	茂登女	富五郎寄子	小仕夫	6月
神奈川奉行	アメリカ	104号	恵女	新兵衛寄子	小仕夫	6月
神奈川奉行	アメリカ	105号	健蔵	銀次郎寄子	小仕夫	3年
神奈川奉行	アメリカ	106号	庄次	銀次郎寄子	小仕夫	3年
神奈川奉行	アメリカ	108号	龍蔵	銀次郎寄子	小仕夫	3年
神奈川奉行	アメリカ	109号	雄吉	安兵衛寄子	小仕夫	3年
神奈川奉行	アメリカ	110号	定吉	安兵衛寄子	小仕夫	3年
神奈川奉行	アメリカ	111号	四郎次郎	安兵衛寄子	小仕夫	3年

神奈川奉行	アメリカ	112号	和吉	源五郎寄子	小仕夫	3年	
神奈川奉行	アメリカ	113号	六蔵	源五郎寄子	小仕夫	3年	
神奈川奉行	アメリカ	114号	若女	新助妻	小仕夫	2年	
神奈川奉行	アメリカ	115号	虎吉	綱吉寄子	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	116号	歌女	虎吉妻	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	117号	亀吉	象太倅	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	118号	由太郎	象太倅	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	119号	稲十郎	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	120号	源次郎	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	121号	高女	稲十郎妻	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	122号	藤次郎	稲十郎男	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	123号	弥吉	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	124号	美喜女	弥吉妻	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	125号	島蔵	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	126号	為次郎	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	127号	重女	綱吉妻	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	128号	市兵衛	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	129号	清吉	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	130号	常次郎	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	131号	五吉	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	132号	市松	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	133号	吉松	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	134号	金兵衛	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	135号	松女	仙之助妻	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	136号	吉女	仙之助娘	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	137号	八重女	仙之助娘	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	138号	久女	仙之助母	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	139号	政五郎	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	140号	政吉	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	141号	市五郎	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	142号	留蔵	綱吉寄子	小仕	1年	
神奈川奉行	アメリカ	143号	象蔵	横浜	商用	1年	
神奈川奉行	アメリカ	144号	庄五郎	横浜	商用	1年	
神奈川奉行	アメリカ	145号	万吉	平十郎寄子	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	146号	力松	平十郎寄子	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	147号	市之助	力松倅	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	148号	鶴吉	力松倅	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	149号	梅吉	平十郎寄子	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	150号	里女	平十郎妻	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	152号	万右衛門	平十郎寄子	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	153号	貞次郎	平兵衛寄子	小仕夫	1年	
神奈川奉行	アメリカ	154号	勝吉	由蔵	小仕夫	3年	
神奈川奉行	アメリカ	155号	百太郎	横浜	商用	5年	
神奈川奉行	清	156号	勘助	孫七寄子	小仕夫	3年	
神奈川奉行	清	157号	運平	孫七寄子	小仕夫	3年	
神奈川奉行	清	158号	健蔵	久兵衛寄子	小仕夫	3年	
慶応2年	長崎奉行	清	仮免状	重大郎	加賀今浜	英商ネルソン召使	②
	長崎奉行	清	仮免状	初糸	遊女	英商ネルソン召使	②
慶応3年	長崎奉行	清	1号	亀七郎	天草延右衛門倅	小仕夫	2月
	長崎奉行	清	2号	多吉	大村百姓	小仕夫	1月
	長崎奉行	イギリス	3号	兵市	伊予宇和島	小仕夫	4年
	長崎奉行	アメリカ	4号	日下部七郎	松平越前守内	留学	3年
	長崎奉行	清	5号	森龍玄	備中松山医師千 沢男	通弁	1月
	長崎奉行	清	6号	亀重	長崎	小仕夫	15日
	長崎奉行	清	7号	与平	長崎大材町	商用	3月
	長崎奉行	清	8号	利兵衛	天草次右衛門倅	小仕夫	6月
	長崎奉行	清	9号	惣太郎	肥前野母村光蔵倅	小仕夫	6月
	長崎奉行	清	10号	弥太郎	肥前野母村太兵 衛倅	小仕夫	6月
	長崎奉行	清	11号	貞市	豊後府内善次郎倅	小仕夫	6月

長崎奉行	清	12号	庄之助	筑後久留米庄三郎倅	小仕夫	6月	
長崎奉行	清	13号	作太郎	長崎大井手町	小仕夫	6月	
長崎奉行	イギリス	14号	峯八	長崎農	小仕夫	1年	
長崎奉行	イギリス	15号	万吉	長崎農	小仕夫	1年	
長崎奉行	イギリス	16号	虎八	細川越中守内	水夫留学	2年	
長崎奉行	イギリス	17号	敬之助	細川越中守家来	留学	2年	
長崎奉行	フランス	18号	佐野寿右衛門	松平肥前守内	留学	1年	
長崎奉行	フランス	19号	藤山文一	佐野寿右衛門從者		1年	
長崎奉行	フランス	20号	小出千之助	松平肥前守内	留学	1年	
長崎奉行	清	仮免状	亀太郎	肥前天草	亜商召使	6月	②
長崎奉行	清	仮免状	玉菊(もと)	肥前長崎	亜商召使	6月	②
長崎奉行	清	仮免状	鹿之助	肥前浦上	葡岡士召使		②
長崎奉行	清	仮免状	こと	肥前長崎	葡岡士召使		②
長崎奉行	清	仮免状	佐吉	肥前長崎	字商召使		②
長崎奉行	清	仮免状	孝太郎	肥前長崎	字商召使		②
長崎奉行	清	仮免状	友八	肥前長崎	字商召使		②
長崎奉行	清	仮免状	錦路	肥前長崎遊女	英商人召使	6月	②
長崎奉行	清	21号	滝藏	伊豆中村	亜岡士召使	10日	②
長崎奉行	清	22号	伊勢治	伊勢神社村	亜商召使	10日	②
長崎奉行	清	23号	徳次郎	肥前島原	亜商ウフルス召使	2月	②
長崎奉行	清	24号	清次郎	肥前浦上	仏商召使	90日	②
長崎奉行	アメリカ	25号	江口英次郎	細川越中守家来	洋学修行	5年	②
長崎奉行	清	26号	花園	肥前長崎遊女	白岡士召使	6月	②
長崎奉行	清	27号	きく	肥前長崎遊女付添	白岡士召使	6月	②
長崎奉行	清	28号	東路	肥前天草遊女	白岡士召使	6月	②
長崎奉行	清	29号	末松	肥前長崎	英商人召使	5年	②
長崎奉行	清	30号	亀十	肥前浦上	英商人召使	2月	②
慶応2年	箱館奉行	清	仮免状	喜助	町人	英商小遣い	①
	箱館奉行	清	仮免状	木村隆吉	箱館方御雇	商船運用測量修行	①
慶応3年	箱館奉行	清	1号	岩吉	箱館大町	小仕夫	5月
	箱館奉行	アメリカ	2号	八倉善右衛門	箱館奉行水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年 ①
	箱館奉行	アメリカ	3号	伯田万吉	箱館奉行水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	アメリカ	4号	石川吉太郎	箱館奉行水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	アメリカ	5号	力藏	石川吉太郎厄介	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	アメリカ	6号	佐藤時次郎	箱館奉行水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	ドイツ	7号	中村昌吉	箱館奉行足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	ドイツ	8号	浜田作藏	箱館奉行雇水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	ドイツ	9号	本間龍之助	箱館奉行雇水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	ドイツ	10号	浦田伊助	箱館奉行雇水主足輕	鯨猟船乗組伝習	1年
	箱館奉行	清	11号	平吉	箱館農	小仕夫	3月
	箱館奉行	イギリス	12号	田村治兵衛	風帆へ乗組伝習		1年
	箱館奉行	イギリス	13号	前田吉五郎	風帆へ乗組伝習		1年
	箱館奉行	イギリス	14号	林善助	風帆へ乗組伝習		1年
	箱館奉行	清	15号	木村隆吉	箱館奉行御雇	公用	1年
	箱館奉行	清	16号	中村真三	箱館奉行同心	公用	1年
	箱館奉行	清	17号	七兵衛	木村隆吉從者	公用	1年
	箱館奉行	清	18号	清助	南部都新町百姓安兵衛倅	小仕夫	1年
	箱館奉行	アメリカ	19号	子之吉	箱館大町百姓	小仕夫	6月
	箱館奉行	清	20号	正吉	長崎農	小仕夫	3月
	箱館奉行	イギリス	21号	大前清四郎	箱館奉行水主足輕	帆前伝習	1年 ①
	箱館奉行	イギリス	22号	伊藤東次郎	箱館奉行水主足輕	帆前伝習	1年 ①
	箱館奉行	イギリス	23号	野沢福三郎	箱館奉行水主足或	帆前伝習	1年 ①

無印：「旧政府之節免状申受之者姓名調」（外務省記録）

①：箱館奉行文書「外国人御印章一件御用件」（北海道文書館）

②：長崎奉行文書「御印章願届込」（長崎県歴史文化博物館）

表2 明治元年旅券リスト

発行地	行き先	人名	住居	事由	発行日	出典
江戸	アメリカ	山田正之助	三瀨県	留学海軍学	明治1年12月	①
江戸	イギリス	津川良蔵	山口県	留学	明治元年冬	①
江戸	イギリス	毛利元功	華族	留学	明治元年3月	①
江戸	イギリス	中御門寛麿	華族	留学	明治元年10月	①
江戸	イギリス	矢嶋佐九郎	毛利元助従者	留学	明治元年10月	①
江戸	イギリス	不破与四郎	石川県	留学	明治元年12月	①
江戸	イギリス	前田弘庵	鹿児島県	留学	明治1年	①
江戸	イギリス	黒川誠一郎	石川県	留学	明治1年12月	①
江戸	イギリス	駒留良蔵	木更津県	留学	明治1年8月	①
江戸	イギリス	森寺広三郎	三条公泰家従	留学	明治元年3月	①
江戸	イギリス	戸田三郎	三条公泰家従	留学	明治元年3月	①
江戸	ドイツ	青木周蔵	山口県	留学	明治1年8月	①
神奈川	アメリカ	留吉	横浜太田町	米商ウエンリトにヤトワレ	明治1年3月	
神奈川	アメリカ	鶴吉	横浜末広町	米商ウエンリトにヤトワレ	明治1年3月	
神奈川	アメリカ	政七		米商ウエンリトにヤトワレ	明治1年3月	
神奈川	アメリカ	栄助		米商ウエンリトにヤトワレ	明治1年3月	
神奈川	アメリカ	岩蔵	横浜太田町	米商ウエンリトにヤトワレ	明治1年3月	
神奈川	アメリカ	貫一	横浜元町	米人バラサン小仕	明治1年3月22日	
神奈川	アメリカ	久次郎	横浜南仲通	米人ロスマン小仕	明治1年4月15日	
神奈川	アメリカ	長吉	横浜本町	米人ヘボン小仕	明治1年12月	
神奈川	アメリカ	三吉	〃	米人ヘボン小仕	明治1年12月	
神奈川	アメリカ	清次	横浜吉原町	米人ゴープル小仕	明治元年5月19日	
神奈川	アメリカ	吾市	横浜海岸通	米人ゴープル小仕	明治元年5月19日	
神奈川	アメリカ	権蔵	横浜太田町	米人シエーメン小仕	明治元年10月27日	
神奈川	アメリカ	ふじ	〃金蔵妹	米人シエーメン小仕	明治元年10月27日	
神奈川	アメリカ	るい	武州久良岐郡本牧村	米人シエーメン小仕	明治元年10月27日	
神奈川	アメリカ	滝次郎	横浜本町	英士官フェール小仕	明治1年4月13日	
神奈川	フランス	井阪泉太郎	水戸中納言家来	塩川民部大輔迎之タメ	明治1年6月5日	
神奈川	フランス	服部潤次郎	水戸中納言家来	塩川民部大輔迎之タメ	明治1年6月5日	
神奈川	フランス	良蔵	横浜本町	仏商フランシ小遣い	明治1年8月28日	
神奈川	ロシア	熊吉	横浜末広町	李人ロツオウイルメン農業手伝	明治1年4月9日	
神奈川	ロシア	清吉	横浜末広町	李人ロツオウイルメン農業手伝	明治1年4月9日	
神奈川	ロシア	久蔵	横浜末広町	李人ロツオウイルメン農業手伝	明治1年4月9日	
神奈川	ロシア	亀吉	横浜末広町	李人ロツオウイルメン農業手伝	明治1年4月9日	
神奈川	清	金二郎	横浜入船町	英ホラステン小遣い	明治1年11月29日	②
長崎	英国	吉井礼蔵	新橋町	英学修行	明治1年10月26日	②
長崎	英国	稲葉助五郎	加州藩	用事	明治1年10月26日	②
長崎	英国	神戸清右衛門	加州藩	用事	明治1年10月26日	②
長崎	英国	黒川誠一郎	加州藩	用事	明治1年10月26日	②
長崎	英国	馬場建吉	加州藩	用事	明治1年10月26日	②
長崎	英国	不破与四郎		用事	明治1年10月26日	②
長崎	オランダ	熊太郎	天草富山5丁目	外国人召連	明治1年2月17日	②
長崎	オランダ	百次郎	天草大江村	外国人召連	明治1年2月17日	②
長崎	欧羅巴	吉村又次	土州藩	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	牧洋之助	土州藩	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	山頭浜蔵	土州藩	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	大嶋房吉	讃州	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	為七	長崎	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	卯平	長崎	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	幸助	長崎	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	卯吉	長崎	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	吉松	讃州	航海修行	明治1年4月15日	②

長崎	欧羅巴	兵吉	讚州	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	清藏	豊後	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	文蔵	豊後	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	森蔵	備前	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	重作	予州	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	改次	越後	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	欧羅巴	亀吉	阿州	航海修行	明治1年4月15日	②
長崎	外国	河野源八	宇和島藩	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	辰太郎	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	作兵衛	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	長右衛門	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	惣兵衛	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	音吉	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	寅之助	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	宇之助	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	外国	番左衛門	宇和島	航海修行	明治1年閏4月13日	②
長崎	海外	恒次郎	長崎本石灰町	外国人召連	明治1年8月2日	②
長崎	海外	長太郎	長崎小島郷	外国人召連	明治1年8月2日	②
長崎	海外	徳五郎	長崎小島郷	外国人召連	明治1年8月2日	②
長崎	海外	青木周蔵	長州藩	修学	明治1年8月20日	②
長崎	海外	真島襄一郎	肥後藩	英軍艦乗組	明治1年8月21日	②
長崎	海外	萩野三生		修学	明治1年8月25日	②
長崎	上海	羽山	丸山町遊女	外国人召連	明治1年2月13日	②
長崎	上海	井関富右衛門	宇和島藩	主用	明治1年2月16日	②
長崎	上海	米田忠兵衛	宇和島藩	主用	明治1年2月16日	②
長崎	支那	中村嘉右衛門	本籠町	外国人召連	明治1年3月18日	②
長崎	支那	慎助	恵比須町	外国人召連	明治1年3月18日	②
長崎	上海	司	丸山町遊女	外国人召連	明治1年4月5日	②
長崎	支那	吉野清七郎	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	源助	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	金次郎	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	治右衛門	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	喜太郎	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	吉助	豊後		明治1年4月14日	②
長崎	支那	国太郎	豊後		明治1年4月14日	②
長崎	支那	芳兵衛	豊後		明治1年4月14日	②
長崎	支那	由蔵	芸州		明治1年4月14日	②
長崎	支那	喜之助	讚州		明治1年4月14日	②
長崎	支那	京太郎	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	権太郎	五島		明治1年4月14日	②
長崎	支那	佐市	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	万吉	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	安吉	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	弥吉	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	庄作	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	次兵衛	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	支那	勘次	長崎		明治1年4月14日	②
長崎	上海	松野半助	佐賀藩	主用（従者2人とも）	明治1年8月24日	②
長崎	唐国	司	丸山町遊女	外国人召連	明治1年8月29日	②
長崎	唐国	津川良蔵	長州藩		明治1年10月26日	②
長崎	香港	二の町	寄合町遊女	外国人召連	明治1年8月13日	②
長崎	上海	吉一洞	越中藩	主用	明治1年10月	②
長崎	上海	高桑徹吉	越中藩	主用	明治1年10月	②
長崎	上海	合田長蔵	越中藩	主用	明治1年10月	②
箱館	清	善兵衛	讚州栗島	英商人ハウル小遣	慶応4年2月29日	③

無印：「海外行免状発行一件」（外務省記録）

①：「航海人明細鑑」（外務省記録）

②：「御印章願留」（長崎歴史文化博物館）

③：『通信全覽』続輯

表3 明治2年旅券リスト

発行地	行き先	人名	住居	事由	発行日	出典
外務省	アメリカ	松村淳蔵	鹿児島県	留学海軍学	明治2年5月	①
外務省	アメリカ	大原令之助	鹿児島県	留学海軍学	明治2年5月	①
外務省	アメリカ	長沢鼎	鹿児島県	留学海軍学	明治2年5月	①
外務省	アメリカ	伊勢佐太郎	白川県	留学海軍学	明治2年5月	①
外務省	アメリカ	野村一介	鹿児島県	留学海軍学	明治2年5月	①
外務省	アメリカ	勝小鹿	静岡県	留学海軍学	明治2年6月	①
外務省	アメリカ	高木三郎	前同人僕	留学海軍学	明治2年6月	①
外務省	アメリカ	富田鉄之助	前同人僕	留学海軍学	明治2年6月	①
外務省	アメリカ	深蔵	長崎県管下町人	航海修行米船乗組	明治2年6月	①
外務省	アメリカ	島津又之進	美々津県	留学海軍学	明治2年9月	①
外務省	アメリカ	丸岡武郎	美々津県	留学海軍学	明治2年9月	①
外務省	アメリカ	平山太郎	美々津県	留学海軍学	明治2年9月	①
外務省	アメリカ	八百吉	東京町人虎吉倅		明治2年9月	①
外務省	アメリカ	安次郎	虎吉次男		明治2年9月	①
外務省	アメリカ	市松	虎吉三男		明治2年9月	①
外務省	アメリカ	とよ	虎吉娘		明治2年9月	①
外務省	アメリカ	由松	東京町人豊吉倅		明治2年9月	①
外務省	アメリカ	勝之助	東京町人豊吉倅		明治2年9月	①
外務省	イギリス	清水金之助	石川県	留学	明治2年4月	①
外務省	イギリス	岡田丈太郎	石川県	留学	明治2年4月	①
外務省	各国	佐藤進	印度県	留学	明治2年6月	①
外務省	清	畔合太三郎	山口県	英学修行	明治2年8月	①
神奈川	アメリカ	佐吉	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	金太郎	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	新次郎	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	喜太郎	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	松五郎	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	松之助	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	亀二郎	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	大次郎	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	新吉	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	長三	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	なみ	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	とき	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	常吉	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	くに	市の助妻	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	ゑち	新二郎妻	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	せん	大二郎妻	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	みつ	喜太郎妻	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	正吉	大二郎倅	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	とめ	亀二郎妻	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	はん	横浜駒形町	芋人ケルムル被雇	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	富田陽之助	横浜太田町	西班牙商人モラレス小仕	明治2年3月13日	
神奈川	アメリカ	寿平	横浜本町	米人ウエンリート小遣い	明治2年	
神奈川	アメリカ	ふさ	寿平妻	喜平同伴	明治2年	
神奈川	アメリカ	さだ	寿平娘	喜平同伴	明治2年	
神奈川	イギリス	富蔵	横浜本町	英国士官サトウ被雇	明治2年1月12日	
神奈川	イギリス	定吉	横浜新浜町	英人ゲヒシン小遣い	明治2年1月23日	
神奈川	イギリス	遠藤真江	毛利淡路神家来	留学	明治2年2月19日	
神奈川	イギリス	兼吉	北仲町	芋人ハアールス小遣	明治2年	
神奈川	ロシア	直二郎	横浜若松町	芋コロツセル小遣	明治2年1月12日	
神奈川	清	新之助	横浜元町	英グリカ小遣い	明治2年1月13日	
神奈川	清	音吉	新之助兒	英グリカ小遣い	明治2年1月13日	
神奈川	清	てつ	新之助妻	英グリカ小遣い	明治2年1月13日	
神奈川	清	のふ	東京谷中山崎町	英グリカ小遣い	明治2年1月13日	
神奈川	清	みつ	横浜吉田町	米マークス小遣い	明治2年6月20日	
神奈川	清	いし	横浜本町	米マークス小遣い	明治2年9月24日	

神奈川	清	浪之助	横浜住吉町	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	みつ	浪之助妻	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	元治	浪之助倅	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	兼吉	浪之助次男	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	富士吉		米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	ふさ	富士吉妻	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	熊吉	富士吉倅	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	浅次郎	富士吉二男	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	芳五郎		米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	もと		米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	さわ	もと娘	米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	金十郎		米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	寅吉		米トムスキ用弁	明治2年9月晦日
神奈川	清	安兵衛	横浜吉田町	米医イストラック小遣	明治2年11月28日
長崎	イギリス	遊学	津川良藏		明治2年1月14日 ②
長崎	イギリス	岡嶋喜太郎	加賀藩	用事	明治2年3月29日 ②
長崎	イギリス	小球就一郎	加賀藩	用事	明治2年3月29日 ②
長崎	イギリス	山中来太郎	加賀藩	用事	明治2年3月29日 ②
長崎	イギリス	佐野響	加賀藩	用事	明治2年3月29日 ②
長崎	イギリス	吉井三吉	加賀藩	用事	明治2年3月29日 ②
長崎	イギリス	矢島作九郎	毛利淡路守	修学	明治2年5月16日 ②
長崎	イギリス	西郷信吾	薩州藩		明治2年6月 ②
長崎	イギリス	中村宗見	薩州藩		明治2年6月 ②
長崎	イギリス	福原和勝	長州藩	修学	明治2年6月 ②
長崎	イギリス	津田亀太郎	細川越中守家来	英学并航海術	明治2年7月 ②
長崎	イギリス	林玄助	細川越中守家来	英学并航海術	明治2年7月 ②
長崎	フランス	御堀幸助	長府藩	遊歴	明治2年6月 ②
長崎	各国	松本主	肥後藩	航海稽古	明治2年2月25日 ②
長崎	外国	伊予松山	丸山町遊女	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	作太郎	筑前	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	久次郎	天草	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	善太郎	肥後	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	吉太郎	伊予松山	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	卯平	肥後	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	大吉	芸州	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	富吉	島原	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	外国	平作	芸州	外国船乗組水夫	明治2年3月28日 ②
長崎	海外	橋口元平	大村藩	通弁修行	明治2年4月1日 ②
長崎	唐国	越中屋平兵衛	長崎県今町	商用	明治2年1月14日 ②
長崎	上海	市郎	肥前有田	商用	明治2年1月15日 ②
長崎	上海	祐右衛門	肥前有田	商用	明治2年2月12日 ②
長崎	唐国	治助	加賀	用事	明治2年3月24日 ②
長崎	上海	大浦けい	伊町	商用	明治2年4月1日 ②
長崎	上海	貞七	油町けい侍女	商用	明治2年4月1日 ②
長崎	上海	渋谷専吉	肥前藩	用事	明治2年4月17日 ②
長崎	上海	荒野屋善兵衛	西浜町	用事	明治2年4月18日 ②
長崎	支那	司	丸山町遊女	外国人召連	明治2年4月18日 ②
長崎	上海	全貞	春徳寺弟子	法用	明治2年4月27日 ②
長崎	上海	杉浦屋勘兵衛	今紺屋町	商用	明治2年4月27日 ②
長崎	上海	平市	杉浦屋手代	商用	明治2年4月27日 ②
長崎	上海	小崎忽舟	越後新潟	画道修行	明治2年5月5日 ②
長崎	清	松尾弥四郎	鍋島備中守内	洋学修行	明治2年7月
長崎	清	田中藤太夫	松尾弥四郎召使		明治2年7月
長崎	清	牟田席之助	鍋島備中守内	洋学修行	明治2年7月
長崎	清	山口豊吉	牟田席之助召使		明治2年7月
長崎	清	吉田恒次郎	長崎本石炭町	米コストリカ船被履	明治2年7月
長崎	清	遠藤藤二郎	加州藩	修行	明治2年7月
長崎	清	小池豊作	遠藤藤二郎家来		明治2年7月
長崎	清	井手仁助	遠藤藤二郎家来		明治2年7月

長崎	清	吉兵衛	長崎小川町商	商業	明治2年7月
長崎	清	治平	肥前国有田皿山商	商業	明治2年8月
長崎	清	舞鶴	長崎丸山町遊女	英ヲウト被召連	明治2年10月
長崎	清	磯吉	長崎十善寺郷	英ホールト被召連	明治2年10月
長崎	清	嘉津助	長崎浦上村	商業	明治2年10月
長崎	清	松野半助	佐賀藩	修学	明治2年10月
長崎	清	式人	松野半助従僕		明治2年10月
長崎	清	辰之助		商業	明治2年11月
長崎	清	峯三郎		英シミツ被召連	明治2年11月
兵庫	アメリカ	泰孝一郎	仁和寺宮内橋本 民部家来	米軍艦乗組アドミラル従 僕	明治2年10月

無印：「海外行免状発行一件」（外務省記録）

①：「航海人明細録」（外務省記録）

②：「長崎勘合帳」（外務省記録）